

第9章 いばらき身障者等用駐車場利用証制度

いばらき身障者等用駐車場利用証制度とは、いばらきの快適な社会づくり基本条例及び茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨に基づき、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者、高齢者、難病患者、妊産婦の方などの申し出により利用証を発行する制度です。

利用証は、県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

《ご注意》

※いばらき身障者等用駐車場利用証は、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」とは異なるものです。

※いばらき身障者等用駐車場利用証は、駐車場の利用証であり、道路の駐車禁止場所には駐車できません。



1 利用証の申請・交付窓口

次ページ「2 利用証の交付対象となる方」の表の右覧に記載されている担当課が、申請等窓口です。場所及び電話番号は、以下のとおりです。

水戸市障害福祉課 (市役所本庁舎 1 階)

水戸市高齢福祉課 (市役所本庁舎 1 階)

母子健康手帳申請窓口 (市役所本庁舎 1 階) (水戸市子育て支援課)

水戸市常澄保健センター (大場町)

水戸市内原保健センター (内原町)

☎ 232-9173

☎ 232-9174

☎ (代)224-1111 内7151

☎ 269-5285

☎ 259-6411



2 利用証の交付対象となる方

歩行困難で、かつ下記のいずれかの基準に該当される方

○身体障害者手帳の程度が次の表に該当する方

区 分		等 級	申請・交付窓口
視覚障害		4級以上	障害福祉課
聴覚又は 平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
肢体不自由	上肢	2級以上	
	下肢	6級以上	
	体幹	5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	
移動機能		6級以上	
内部障害	心臓機能障害	4級以上	
	じん臓機能障害	4級以上	
	呼吸器機能障害	4級以上	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上	
	小腸機能障害	4級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	
	肝臓機能障害	4級以上	

○上記以外の対象者

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」又は「(A)」の方	障害福祉課
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方	
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方	
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方	高齢福祉課
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で 妊娠7か月～産後6か月の方	各保健センター 母子健康手帳申請窓口(本庁舎1階)

※利用証の交付基準に該当しなくなった場合や有効期限が切れた場合には、速やかに利用証交付窓口に利用証を返却してください。

3 申請方法

○本人が来庁される場合… 下記の書類を持参して各担当窓口に提示してください。

- ・ 交付対象者であることがわかる書類(手帳, 受給者証等)

※代理人申請の場合は, 本人の上記書類に加え, 代理人の本人確認ができる書類(運転免許証, 健康保険証等)

○郵送で申請される場合… 下記の書類等を各担当窓口(障害福祉課, 高齢福祉課, 母子健康手帳

申請窓口(子育て支援課)宛に郵送してください。

- ・ 交付対象者であることがわかる書類(手帳, 受給者証等)の写し
- ・ 交付申請書(市ホームページから様式をダウンロードできます。)
- ・ 利用証を返送する切手140円分

※代理人申請の場合は, 代理人の本人確認ができる書類の写しも添付してください。

◆問合せ先

<交付について>	福祉総務課	☎ 232-9169
	障害福祉課	☎ 232-9173
	高齢福祉課	☎ 232-9174
	母子健康手帳申請窓口(子育て支援課)	☎ (代)224-1111 内7151
<制度について>	茨城県福祉部 長寿福祉課	☎ 301-3326